

佐賀県東部工業用水道告示第一号

佐賀県東部工業用水道の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定（平成七年佐賀県東部工業用水道告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県東部工業用水道の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の形式を佐賀県告示の形式の左横書きの実施に関する規程（平成二十四年佐賀県告示第二百六十六号）の規定の例により左横書きに改正する。